

# ライフステージに関わらず、本人の情報が途切れない支援について

平成29年2月6日

相談支援部会担当 向(ねばーらんど) 仁木 大西(めい)

## 1. 学齢期の療育等支援に関する課題検討の趣旨

学齢期においては、就学時に学校に対して、療育機関から引き継ぎが行われているが、学校以外の関係者同士が直接やりとりをする機会はほとんどなく、課題が大きくなってから福祉の窓口や相談支援事業所につながったり、児童・生徒に誰が関わっているのか、関係者間でも知らないことが多い。しかし、カンファレンスなどを開く際に初めて顔を合わせることも多い。しかし、問題の発見が遅れるほどに、対応が難しくなり、それぞれの機関がそれぞれの見方で関わってしまうことで、本人、家族が混乱してしまうこともある。そこで、学齢期における児童の成長を支えるネットワーク作りを見据え、問題解決に対して、誰が中心となってコーディネートを行っていくのか等、児童や家族にとって相談しやすい仕組みの検討が必要とされている。

## 2. 検討プロジェクトチームの設置提案

課題の検討にあたっては、学校教育や療育等支援に携わる人達の声も取り入れるため、福祉だけでなく、教育や医療など幅広い分野の参加を求めていく。子育てという視点では、はじめの窓口は障がい福祉とは限らないため、子育て・保健分野にも参加を求める。まずは、学齢期の引き継ぎやその他の課題について、現場の声を拾い、現状の課題や役割をお互いが理解する中で、日常的な連携の取り方について考えることから始めたい。学齢期を中心とした話になるが、学齢期における課題も就学前に各機関・関係者がどのように関わっているか知っていくことが必要なため、こども発達支援センターの地域支援センターにも現状を聞き、一貫した支援の在り方について考えていきたい。そのため、今後、検討すすめるにあたっては、相談支援部会ではなく、子どもの療育・教育に関わる関係者間で検討していけるよう専門部会へとつなげていくこともめざしたい。

プロジェクトチームの人選については、課題整理を行う中で、チームが取り組む方向性に合わせて見直しを行っていくが、スタート時は、図1☆印の機関からはじめる。

### 3. けんとうじこう 検討事項

- (1) かんけいきかん あいだ りょういくとうしえん じょうほう しえんけいかく しえんけいか じょうきょう きょうゆう あ かた  
について (かお み かんけいづく じょうほうきょうゆう しく らいふぶつく きょうつう じょうほうつーるづく  
ど)
- (2) がくれいき さいびすりよう ありかた  
乳幼児期から学齢期まで(0歳～18歳まで)一貫した相談支援体制および療育の視点を取り入  
れたサービス利用の判断は、子どもの成長を支えていくための課題となっている。それぞれの課題  
を明らかにし整理する中で、こどもにかんけい かんけいしや おこな ぎょういく ふくし こそだ  
て、医療的な支援が、こどもの療育に反映されていく必要があり、療育システムの再構築につい  
てもけんとう おこな  
でも検討を行う。
- (3) こどもにおける ぞうだんしえんたいせいおよび ほったつしえんせんたー やくわり  
の役割について
- (4) こどものかんけいきかん ねつとわーく ぎぞん しく さいこう  
におけるネットワークづくりについて (既存の仕組みの再考)
- (5) こどものりょういくとうしえん かん かだいけんとうちーむ ほっそく かしょう りょういくとうしえんけんとうぶかい  
の療育等支援に関する課題検討チームの発足 (仮称：療育等支援検討部会)

いじょう  
以上

オ  
(図1)

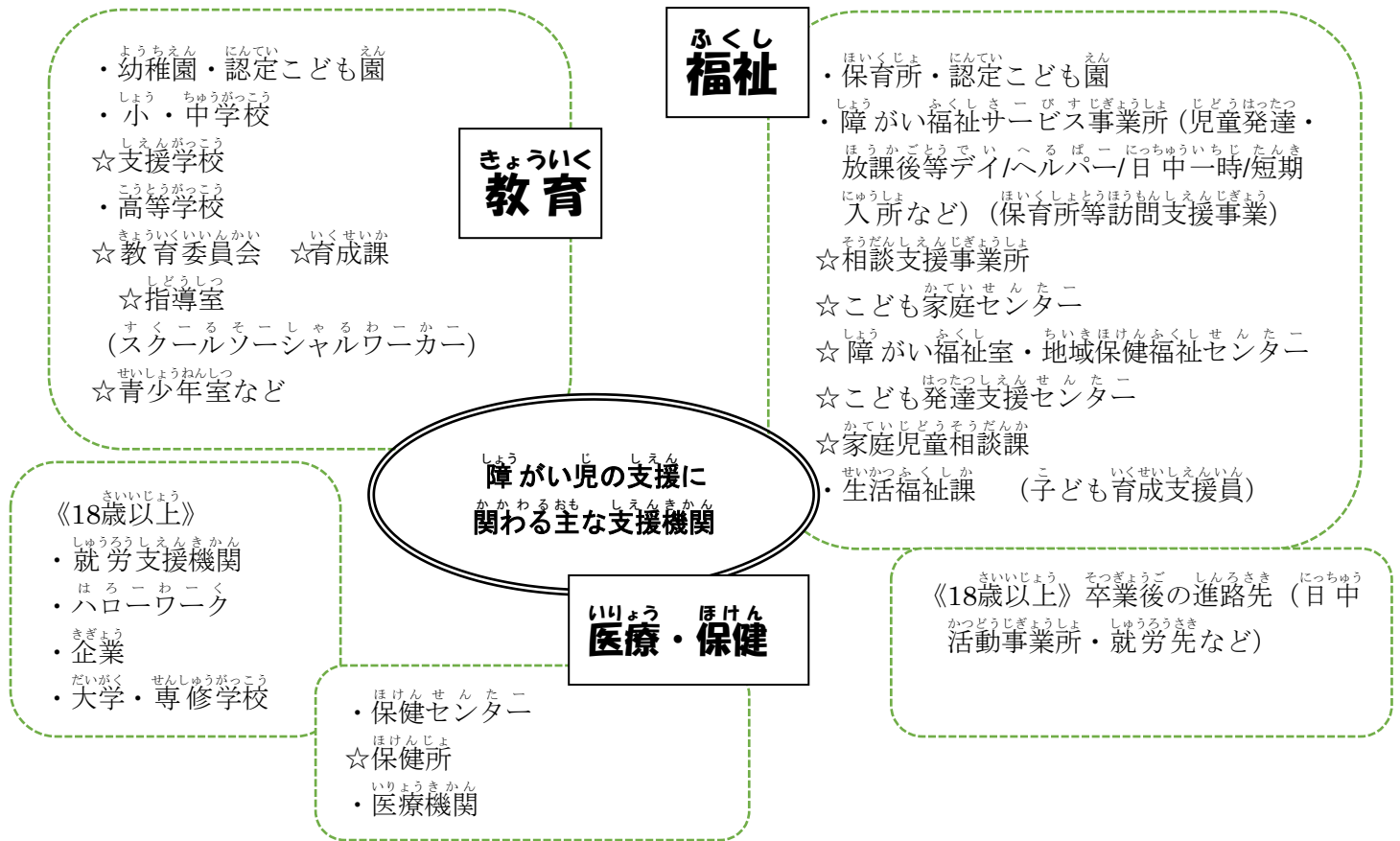
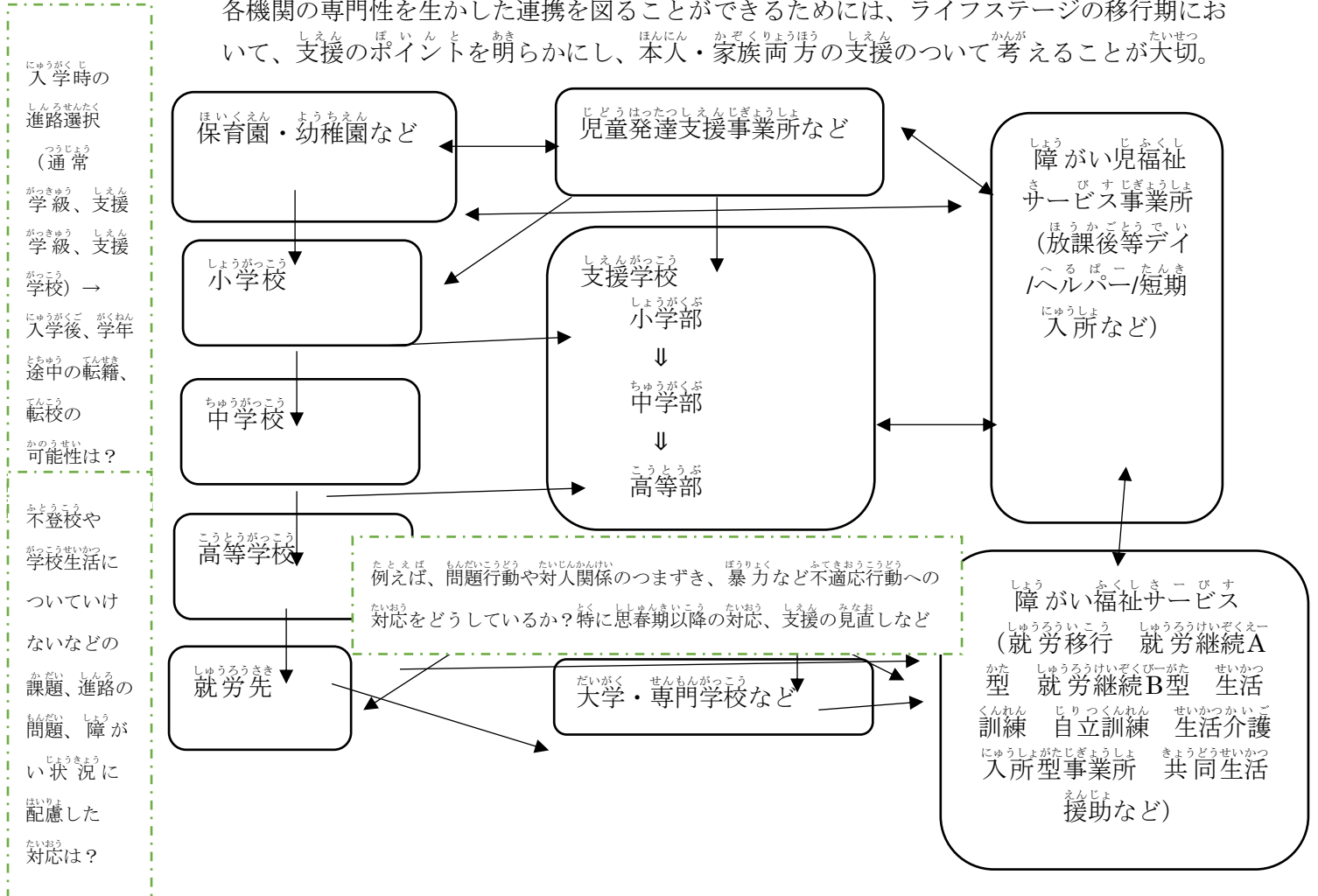


図2

《ライフステージの移行期》

※→引き継ぎ時期→と考えるが、その他、医療・保健・教育分野で引き継ぎ時期があれば、会議の中で出し合い、図に関しては見直しを行う。

各機関の専門性を生かした連携を図ることができるためには、ライフステージの移行期において、支援のポイントを明らかにし、本人・家族両方の支援のついて考えることが大切。



これまでの経過

\*平成25年度の地域自立支援協議会運営委員会

発達障害児の不登校に対する関係機関の連携の在り方について提案する機会となり、問題の早期発見・早期対応および、吹田市における教育と福祉の連携がスムーズに行われる仕組み作りについての検討を行うようにとの結論から、途切れない支援についての検討が始まる。

\*平成27年度2月の地域自立支援協議会全体会

障害児の窓口として現在は、福祉サービスごとに分かれている児童部、福祉保健部障がい福祉室それぞれの体制のあり方についても窓口の一本化の可能性についても意見が出されている。

① 吹田市療育システムからみえる課題

こどもが誕生してから、主に乳幼児健診を担う保健センターにて4か月児健診、乳児後期健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児健診、3歳児健診と行われているが、吹田市では発達障がいの早期発見に努めており、1歳6か月児健診事後指導事業にも重点をおいている。吹田市直営のこども発達支援センターでは、知的障害・肢体障害（医療型）の通所部門と、地域支援センターでは、1歳6か月検診事後指導事業後も引き続き療育が必要な親子のための教室を設けており、①2歳から4歳児の在宅児 ②次年度から幼稚園や保育園で発達支援保育対象となる見込みの在宅児 ③集団の中で友達とうまく遊べない、落ち着きがないなどを理由に療育を必要とする子どもへの親子教室や保育所訪問指導、学齢期の児童の発達相談などが行われている。

自立支援協議会相談支援部会で、地域支援センターへの聞き取りを行ったところ、就学時に課題を抱える子ども達に対しては、支援学級に所属するかどうかは別として、吹田市教育委員会指導室を通して、保健センターや各療育機関が各学校に引継ぎを行っているとのことである。（支援学校入学者に関しては、府立のため、直接学校へと引継ぎを行っている。）丁寧な引継ぎが行われ、一見つながっている支援に見えるが、小学校入学当時は引継ぎの対象にならず、その後、家庭での引きこもり、暴力や学校での問題行動、不登校など対応が困難になってから明らかになるケースが目立ち始めている。その多くは、本人・家族が障がいを認識・受容ができておらず、入学前までに相談を受けてこなかった場合

療育相談時には経過観察の域で、入学時は障がい状況があまり気にならずに学年があがるにつれ、学校生活に不応をおこしたり、障がいへの配慮が必要となった児童である。このようなケースは、不登校や問題行動が長期化し、学校関係者も家庭内への支援に限界があり、保護者では子どもへの関わりが困難になった時点で、障がい福祉室や相談支援事業所に何か福祉サービスは利用できないかと新規ケースとしてあがってくる場合が多い。

## ② 学齢期から見える課題

学齢期になると子どもの生活の中心は学校となり、各学校では個別の教育支援計画を作成し、学年ごとに引継ぎが行われ、学校生活を支えていくことになる。一方で子どもが学校に元気に通うことができ、家族も安心して育児に関わり続けるためには、子供の発達状況に合わせた支援とそのため家族支援が必要である。家庭基盤がゆらぐことは、子どもの成長や家族関係、介護者の就労などにまで影響し、孤独感が親の精神的身体的な負担へとつながり、虐待ケースとして公になる場合もある。最近では、放課後や長期休みにおける居場所として、放課後等デイサービスの利用やガイドヘルプ、ホームヘルプ、短期入所など障害児福祉サービスを利用する児童も増えてきており、学校と家庭以外にも多くの支援者が関わっている場合があり、その子どもを取り巻く環境について関係者が周知することが課題となっている。厚労省と文部科学省との連名により「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の促進について」（平成24年4月18日、事務連絡）が出されており、「障害児支援が適切に行われるために、学校と障害児通所事業所や障害児入所施設、居宅サービス事業所が緊密な連携を図り、学校などで作成する個別の教育支援計画および個別の支援計画と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画および障害児通所支援事業所などで作成する児童発達支援計画が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい」とされている。例えば、障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画や福祉サービス事業所が作成する個別支援計画については、本来ならば教育分野との連携が重要となってくる。その1つの取り組みとして吹田市障がい児支援事業者等連絡会（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス・日中一時事業所の事業者連絡会）では、情報共有のツールとして基本情報や支援機関情報、成育歴や日常生活動作などの情報を共有していただけるように共通のアセスメント表を作成して

### 資料3

活用している。アセスメントを行う際に共通のツールを利用することで、障がい状況や日常生活動作といった従来のアセスメント項目だけにとらわれず、家や学校での過ごし方、好きなこと、苦手なことなど現場の支援者が日々子どもと接する中で知りたいと感じていた項目を加えたことで、一人ひとりの子どもの人物像のとらえ方が変わったとの成果もでており、途切れない支援のツールとしての学校関係者との活用を考えているところである。

近年、相談件数として増えているのは、中学卒業以降の進路が特別支援学校以外を選択する者に対する支援である。専門学校や専修学校、通信制、普通高校など進路先は多様になっており、入学した学校生活になじめない、勉強についていけないといった学校生活の相談以外にも障がいに対する理解が学校側になく、単位が取得できずに卒業ができない、卒業後の進路に対して、学校の協力が得られないなど進学はしたものの、就職や将来の生活に対しての相談をどこにすれば良いかわからずに障がい者手帳の取得や更新の際に相談支援事業所につながるケースであり、中学から高校など、そして高校卒業後の進路に対し、つなぎの支援をどこが行うかが課題となっている。

障がい児相談支援は、「発達の遅れがあるかもしれない」「なにか他の子と違う」などのちょっとした気づきから始まることが多い。はじめの窓口となる機関の役割は大きく、その印象で障がいのあることを家族が受容できるか、その後どのように関わっていくか大きく影響するため、身近な相談窓口機能をどこにもつのが良いかは検討が必要である。地域自立支援協議会で報告した不登校児の事例では、関係者間での問題の共有が遅れたために、卒業という移行期に向けてようやく動き出し、連携を図ることができたが、本来は、もっと早くに対応することができれば、入所施設ではなく、家庭生活の継続が可能であったかもしれない。子どもの成長に従い、乳児期、幼児期、学齢期、成人期とライフステージは移っていくが、子どもの移行期は成人と違い、短期間で引き継がれることも特徴である。ライフステージに応じて、保健・医療・教育・福祉・(労働)など取り巻く関係機関にも変化がみられる。多くの関係者が関わる場合は対象者の障がいや発達の理解を一致させておくことは必須であり、移行期の支援は、関係者がそれぞれの支援計画の中でどこに支援のポイントをおいていたのか、また長期目標に対して、次のステップではどんなことが期待されるのか、情報を共有していくことが課題である。